

第 1 回 総合計画前期基本計画評価市民懇談会 会議次第

日時：平成 23 年 12 月 2 日（金）

午前 10 時 00 分から

場所：市役所 1 4 A 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 懇談会委員紹介

4 仮議長の選出

5 議 事

（１）会長、副会長の選出について・・・・・・・・・・資料 1

（２）分科会会長・分科会副会長の選出について

（３）前期基本計画評価市民懇談会について・・・・・・・・・・資料 2

（４）総合計画の概要及び基本計画の改定について・・・・・・・・・・資料 3・4

（５）懇談会の進め方について・・・・・・・・・・資料 5

6 その他

7 閉 会

《 資 料 》

資料 1 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会設置要領

資料 2 前期基本計画評価市民懇談会について

資料 3 総合計画の概要について

資料 4 第 5 次宇都宮市総合計画改定基本計画策定方針

資料 5 懇談会の進め方について

参考資料 1 附属機関等の会議の公開に関する要領

参考資料 2 宇都宮市情報公開条例

宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会設置要領

(設置)

第1条 市は、「第5次宇都宮市総合計画基本計画」の改定に当たり、前期基本計画の達成状況の評価に関する意見を聴取し、基本計画の改定に反映させるため、「宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員18人以内をもって組織し、全体会及び分科会により構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 年齢が18歳以上、1年以上宇都宮市に在住又は通勤する者で、市長が公募により選考した者
- (3) 関係機関及び関係団体の代表者等
- (4) その他市長が認める者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から第3条及び第4条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

4 市長は、懇談会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) やむを得ない理由により解嘱を申し出たとき
- (2) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認める場合

(全体会)

第3条 全体会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 前期基本計画における既存施策に対する評価や施策の進捗に関する意見のとりまとめに関すること
- (2) 分科会での検討結果の調整に関すること。
- (3) その他分科会の連絡調整に関すること。

2 全体会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、全体会の委員のうちから互選によってこれを定める。

3 全体会は、会長が招集し、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 全体会の会議は、原則として公開とする。

(分科会)

第4条 分科会の所掌事務は、別表右欄に定める各分野の調査及び検討に関することとする。

2 分科会の名称は、別表左欄のとおりとする。

3 分科会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、分科会の委員のうちから互選によってこれを定める。

4 前条第3項から第5項までの規定は、分科会について準用する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月28日から適用する。

別表（第4条関係）

名称	所掌事務
第一分科会	健康・福祉・安心 (1) 保健・医療サービスに関すること。 (2) 都市の福祉基盤に関すること。 (3) 高齢者・障害者・児童福祉に関すること。 (4) 日常生活の安心・安全に関すること。 都市経営・自治 (5) 市民主役のまちづくりの推進に関すること。 (6) 行政経営基盤に関すること。 (7) 市民の相互理解と共生に関すること。
第二分科会	生活環境 (1) 環境にやさしい社会の形成に関すること。 (2) 水と緑の環境に関すること。 (3) 上下水道に関すること。 (4) 住環境に関すること。 都市基盤 (5) 都市空間の形成に関すること。 (6) 交通体系に関すること。 (7) 情報化に関すること。
第三分科会	教育・学習・文化 (1) 生涯学習に関すること。 (2) 学校教育に関すること。 (3) 文化振興に関すること。 (4) スポーツ振興に関すること。 (5) 青少年育成に関すること。 産業・経済 (6) 地域産業に関すること。 (7) 商業・サービス業・工業に関すること。 (8) 農林業に関すること。 (9) 観光や交流創出に関すること。

前期基本計画評価市民懇談会について

1 目的

- 「第5次宇都宮市総合計画基本計画」の改定に当たり、前期基本計画の達成状況の評価に関する意見を聴取し、基本計画の改定に反映させるため、「宇都宮市総合計画 前期基本計画評価市民懇談会」を設置

2 構成

- 懇談会は、委員18人以内をもって組織
 - ・ 学識経験を有する者
 - ・ 公募により選考した者
 - ・ 関係機関及び関係団体の代表者等
 - ・ 前「うつのみやまちづくり市民会議」委員
 - 全体会及び分科会により構成
 - ・ 全体会においては、意見のとりまとめや分科会での検討結果の調整を行う。
 - ・ 各分科会においては、所掌する各分野の調査及び検討を行う。
 - 第1分科会：「健康・福祉・安心」「都市経営・自治」分野を所掌
 - 第2分科会：「生活環境」「都市基盤」分野を所掌
 - 第3分科会：「教育・学習・文化」「産業・経済」分野を所掌
- ⇒ 各分科会の委員構成は別紙のとおり

3 設置期間等

- 設置期間は、24年3月頃までを予定
- ※ 具体的な進め方は、「議事（5）」において説明

各分科会の委員構成

名 称	所掌事務	委 員
第一分科会	健康・福祉・安心 (1) 保健・医療サービスに関すること。 (2) 都市の福祉基盤に関すること。 (3) 高齢者・障がい者・児童福祉に関すること。 (4) 日常生活の安心・安全に関すること。	・ 宇都宮短期大学 古川委員 ・ 社会福祉協議会 岡地委員 ・ 前まちづくり市民会議 大堀委員
	都市経営・自治 (5) 市民主役のまちづくりの推進に関すること。 (6) 行政経営基盤に関すること。 (7) 市民の相互理解と共生に関すること。	・ 宇都宮共和大学 和田委員 ・ 市民公募 小林委員 ・ 前まちづくり市民会議 浅見委員
第二分科会	生活環境 (1) 環境にやさしい社会の形成に関すること。 (2) 水と緑の環境に関すること。 (3) 上下水道に関すること。 (4) 住環境に関すること。	・ 足利工業大学 根本委員 ・ 栃木県地球温暖化防止活動推進センター 増渕委員 ・ 前まちづくり市民会議 三宅委員
	都市基盤 (5) 都市空間の形成に関すること。 (6) 交通体系に関すること。 (7) 情報化に関すること。	・ 宇都宮大学 横尾委員 ・ 建築士会 中村委員 ・ 前まちづくり市民会議 酒井委員
第三分科会	教育・学習・文化 (1) 生涯学習に関すること。 (2) 学校教育に関すること。 (3) 文化振興に関すること。 (4) スポーツ振興に関すること。 (5) 青少年育成に関すること。	・ 宇都宮大学 渡邊委員 ・ 市民公募 青木委員 ・ 前まちづくり市民会議 鶴見委員
	産業・経済 (6) 地域産業に関すること。 (7) 商業・サービス業・工業に関すること。 (8) 農林業に関すること。 (9) 観光や交流創出に関すること。	・ 宇都宮大学 莊司委員 ・ あしぎん総合研究所 大塚委員 ・ 前まちづくり市民会議 佐藤委員

総合計画の概要について

1 総合計画の目的・構成

(1) 目的

本市の将来を長期的に見通し、地域社会共通のまちづくりの目標を定め、これを実現するために必要な施策の方向を明らかにしたもので、まちづくりを総合的、計画的に進めるための基本となるものとして策定している。

(2) 構成

- ・ 総合計画は、一般的に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成され、本市においても、これを採用してきている。
- ・ それぞれの計画の内容は次のとおり

ア 基本構想

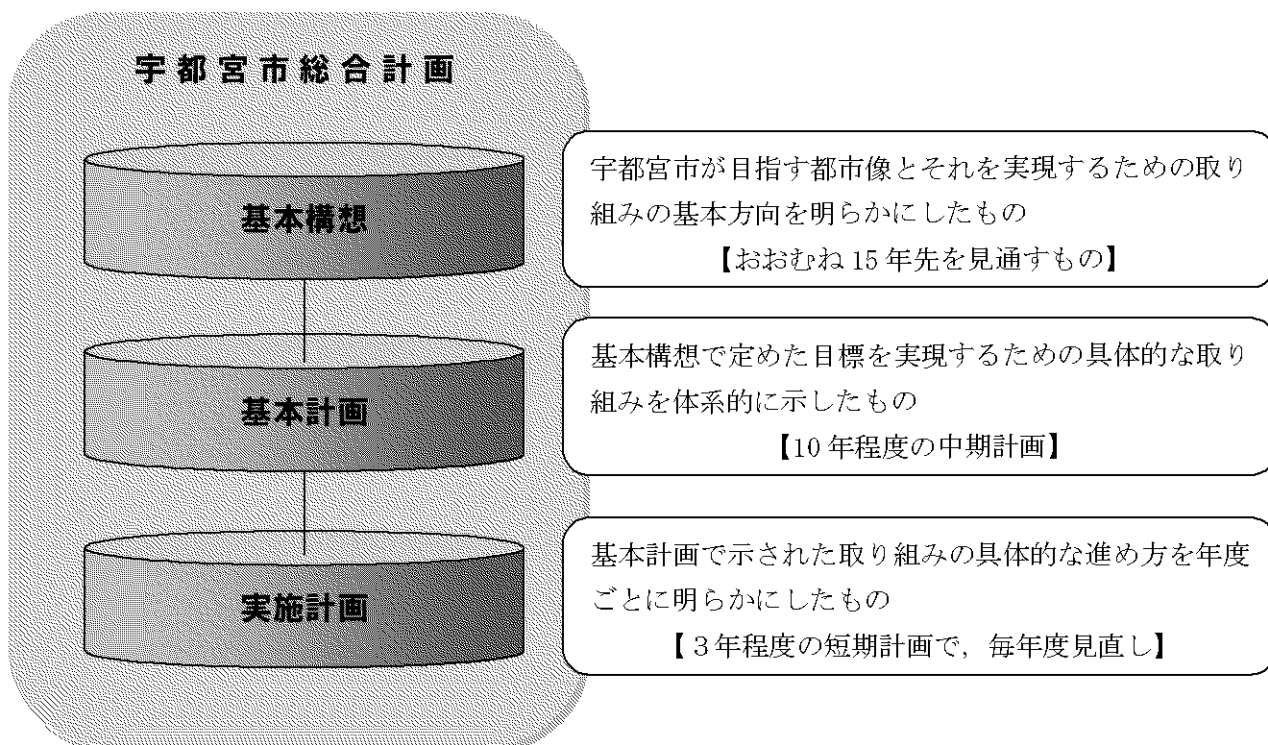
目標年次：おおむね 15 年後

イ 基本計画

計画期間：前期 5 年、後期 5 年の計 10 年

ウ 実施計画

計画期間：3 年（毎年度見直し）



2 総合計画の位置付け

(1) 法的位置付け

- 基本構想は、急激な地域経済社会の変動の中にあつて、市町村が真に住民の負託に応え、地域社会の経営の任務を適切に果たすためには、市町村そのものが将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要であると考えられ、昭和44（1969）年の地方自治法の改正によって市町村が議会の議決を経て策定することが義務付けられた。
- 平成22年、地方公共団体の自由度の拡大を図るための一環として、地方自治法改正により基本構想の策定に関する規定が削除された。

(2) 本市における位置付け

総合的で計画的なまちづくりを推進していくため、平成20年に制定した「自治基本条例」において、総合計画の策定を規定

3 総合計画の変遷

昭和46年度の第1次総合計画の策定以来、時代背景や社会経済環境の変化などを踏まえながら、5次にわたり総合計画を策定した。

(1) 第1次総合計画（昭和46年度策定）

都市像	「住みよい、豊かな活力ある都市」
計画の重点課題	○都市発展、経済開発中心
計画策定の背景	○経済の高度成長と生活水準の向上 ○人口の都市集中と市街地の拡大

(2) 第2次総合計画（昭和51年度策定）

都市像	「心のかよい合う 人間性豊かなまち宇都宮」
計画の重点課題	○シビルミニマムの達成 ○市民参加のまちづくり ○生活環境、都市基盤の整備 ○ソフトな施策の取り入れ
計画策定の背景	○オイルショックを契機とした経済発展基調の変化 ○公害問題など都市環境の悪化 ○コミュニティ意識の希薄化

※ 昭和55年度 第2次総合計画改定基本計画の策定

(3) 第3次総合計画（昭和61年度策定）

都市像	「恵まれた四季を愛し、新しさを生み、やさしさを育て、楽しさを広げるまち宇都宮」
計画の重点課題	○長期的変化への対応 ○新しい市民文化の創造 ○風格ある都市個性の創出 ○快適な居住環境の整備 ○都市基盤・機能の充実 ○広域的拠点機能の充実
計画策定の背景	○社会、経済の成熟 ○技術革新、情報化、国際化、高齢化の進展 ○モノの豊かさより、生活の質や真の精神的豊かさを求める市民意識の変化

※ 平成3年度 第3次総合計画改定基本計画の策定

(4) 第4次総合計画（平成9年度策定）

都市像	「ひとに活力 まちに魅力 未来へ羽ばたく つどいの都うつのみや」
計画の重点課題	○安全で安心な都市づくり ○環境循環型社会の実現 ○市民協働によるまちづくり ○こころの豊かさを育む子育て環境の整備 ○国際分業体制に対応できる産業の育成 ○健康でゆとりある市民生活の実現 ○交流拠点機能の充実 ○都市の個性づくり
計画策定の背景	○地球共生時代 ○少子・高齢時代 ○高度情報時代 ○個性重視の時代 ○分権の時代

※ 平成14年度 第4次総合計画改定基本計画の策定

(5) 第5次総合計画（平成19年度策定）

都市像	「くらしいきいき まちキラキラ つながる人・夢のみや うつのみや」
計画の重点課題	○子育て支援の充実 ○高齢者の生活の質の向上 ○次代を築く人材の育成 ○安全で安心な生活環境の創出 ○魅力ある拠点の創造 ○総合的な交通体系の確立 ○環境調和型社会の構築 ○都市の個性づくりと発信 ○産業力の強化 ○地域が主体となったまちづくり
計画策定の背景	○少子・高齢社会 人口減少の時代 ○地球環境問題の深刻化の時代 ○ボーダーレス社会の進展の時代 ○人間回帰の時代 ○分権型社会の進展の時代

4 第5次総合計画の構成

(1) 基本構想

目標年次：おおむね15年後の平成34（2022）年 （平成20年3月議決）

(2) 基本計画

計画期間：前期5年，後期5年の計10年

（平成20（2008）年度から平成29（2017）年度）

(3) 実施計画

計画期間：3年（毎年度見直し）

【今回、改定する部分】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
基本構想	目標年次：おおむね15年後の平成34（2022）年														
基本計画	前期計画：5年					後期計画：5年									
実施計画	3年計画 （毎年度見直し）														

5 第5次総合計画の策定経過

基本構想・基本計画の策定にあたり，幅広く住民の参画・参加を得ながら，市全体で共有できる計画を目指して策定

(1) 宇都宮市総合計画審議会（平成19年8月～平成20年1月）

委員36人（うち市議会議員6人）により，総合計画に係る重要事項を調査審議

(2) うつのみやまちづくり市民会議（平成17年10月～平成19年3月）

委員56人（うち，公募市民44人）による施策・事業等の検討・提案

(3) 地域別対話集会「みや・未来トーク」（平成19年11月～12月）

市内5地域（北西部，南部，東部，上河内・河内，中央）において意見交換

(4) 小中学生からの「未来のうつのみやの姿」フレーズ募集（平成17年12月）

子どもたちが望む“未来の宇都宮の姿や暮らし”をひとことで表した短文を募集

(5) その他

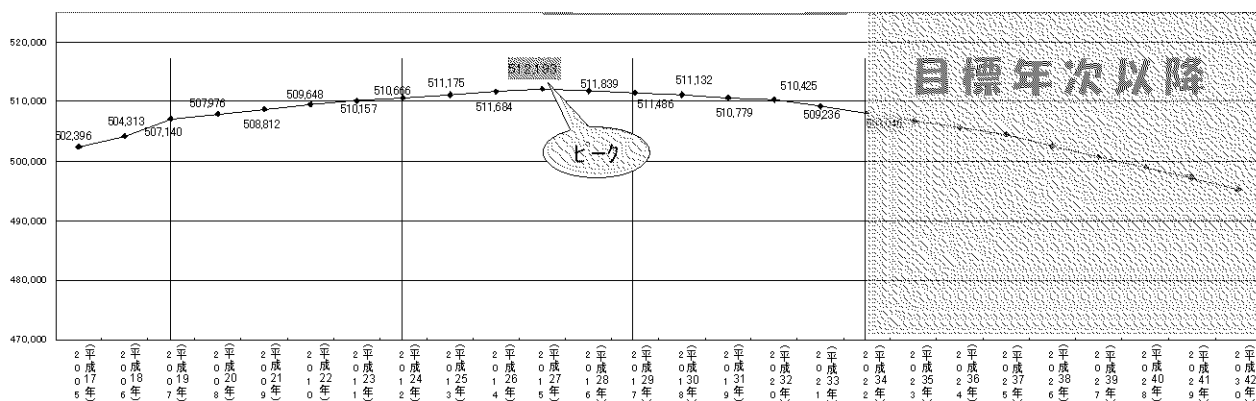
大学生によるまちづくり提案，各種団体・有識者との懇話会，パブリックコメントなどを実施

6 計画のフレーム

(1) 総人口

平成27（2015）年に約51万2千人でピークを迎え，その後人口減少の局面へ移行すると見込む。

→ 本市の総合計画としてはじめて人口減少を予見した。



(2) 年齢構造別人口

平成34（2022）年には、ほぼ4人に1人が高齢者となる社会へ移行すると見込む。

老年人口（65歳以上）	2015年： 22.2%	⇒	2022年： 25.0%
	（総人口ピーク年次）		（基本構想目標年次）

(3) 市内総生産

市内総生産も平成27年に約2兆6,820億円でピークとなり、平成34年には2兆5,720億円の経済規模になると見込む。

→ 今後、人口構造の変化に伴う経済活力の減退が懸念される。

7 基本構想の主な内容

(1) 時代潮流の変化と中長期的展望

重要な時代潮流の変化として5つを提示

→ 「少子・超高齢社会、人口減少の時代」など

(2) まちづくりの目標

ア まちづくりの重点課題

解決すべき10の重点課題を提示

→ 「子育て支援の充実」「高齢者の生活の質の向上」など

イ まちづくりの戦略的ターゲット（15年後のまちの状態）

「まちづくりの重点課題」を踏まえ、15年後の「まちの状態」の目標を設定

- ・ みんなが幸せに暮らせるまち
- ・ みんなに選ばれるまち
- ・ 持続的に発展できるまち

ウ 都市空間の姿（目指す都市の姿）

市民活動や社会経済活動の土台となる都市の「つくり」の目標を設定

→ ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）

エ 将来のうつのみや像（都市像）

→ 「くらしいきいき まちキラキラ つながる人・夢のみや うつのみや」

(3) まちづくりの大綱

次の6つの行政分野について、「将来のうつのみや像」の達成に必要な施策の基本方向を設定し、体系的・総合的に推進

- ① みんなで「安全で健康な笑顔あふれる暮らしをつくる」ために（「健康・福祉・安心」分野）
- ② みんなで「学ぶ意欲と豊かなこころを育む」ために（「教育・学習・文化」分野）
- ③ みんなで「快適な暮らしをつくる」ために（「生活環境」分野）
- ④ みんなで「豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築く」ために（「産業・経済」分野）
- ⑤ 都市のさまざまな活動を支える「都市基盤の機能と質を高める」ために（「都市基盤」分野）
- ⑥ 持続的発展が可能な「都市の自治基盤を確立する」ために（「都市経営・自治」分野）

8 基本計画の主な内容

(1) 都市空間形成の基本方針

「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を推進するための取組を提示

- ・ 土地利用の適正化
- ・ 拠点化の促進
- ・ ネットワーク化の促進

(2) まちづくり戦略プラン

「まちづくりの戦略的ターゲット」へ到達するために、特に効果が高いと考えられる施策・事業を体系化し、10のプロジェクトとして提示

例：「子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト」

- ・ 待機児童解消に向けた取組の強化
- ・ 子どもの健康支援の充実
- ・ 妊娠・出産支援の充実
- ・ 地域における子育て支援の充実

(3) 分野別計画

「まちづくりの大綱」で掲げた施策の基本方向に沿って、6つの柱ごとに取組を体系化

- ・ 25基本施策（政策） → 例：「保健・医療サービスの質を高める」
- ・ 91施策 → 例：「健康づくりの推進」

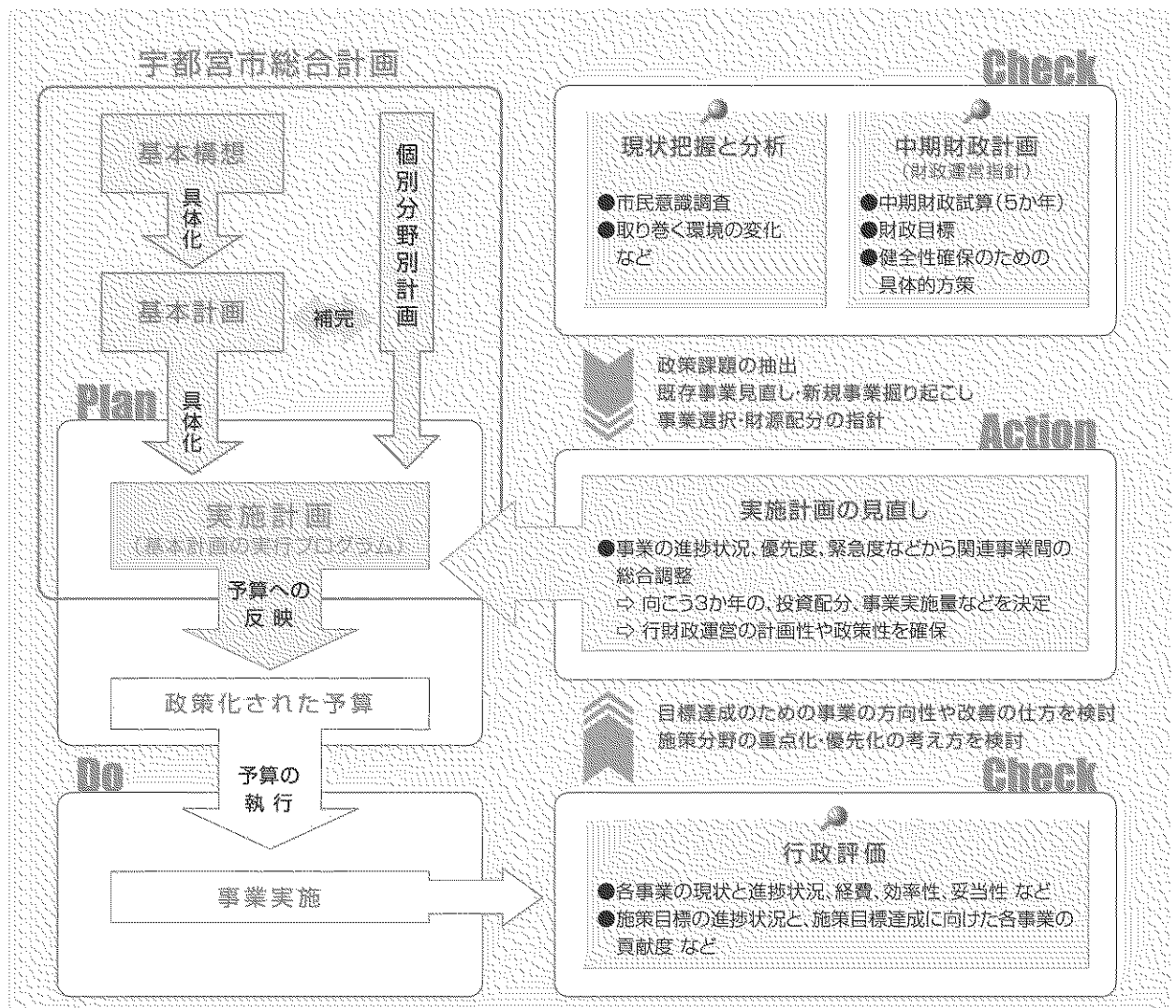
9 総合計画の推進

毎年度実施する、「行政評価」「中期財政計画策定」「市政世論調査」「総合計画実施計画策定」「予算編成」などの取組を、“PLAN-DO-CHECK-ACTION”のマネジメントサイクルとして有機的に連携させ、施策・事業の「選択と集中」を図りながら、事業実施につなげる。

→ 平成22年度調査で把握した市民満足指標（25の基本施策の満足度）及び91施策の重要度・満足度の状況は「参考資料3-1」「参考資料3-2」のとおり

【計画行政システムの関係と流れ】

〈イメージ〉



基本施策に係る市民満足度の推移（平成 1 9 年度～ 2 2 年度）

施策の大綱（柱）：6	番号	大分類（基本施策）：2・5	H 1 9 (基準)	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 4 (目標)	達成率			
			満足度	満足度	満足度	満足度	満足度	前年比 (H 2 2－H 2 1)	満足度の推移 (H 2 1～2 2) 【※①】	目標比 (H 2 2－H 1 9)	満足度の推移 (H 1 9～2 2) 【※②】
Ⅰ 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	1	保健・医療サービスの質を高める	40.3	41.8	48.6	53.0	53.0	4.4		12.7	
	2	高齢期の生活を充実する	33.1	28.2	31.8	32.4	47.0	0.6		-0.7	
	3	障がいのある人の生活を充実する	20.3	14.8	15.6	19.0	34.0	3.4		-1.3	
	4	愛情豊かに子どもたちを育む	27.7	32.2	34.6	35.8	41.0	1.2		8.1	
	5	都市の福祉力を高める	27.9	23.6	26.4	25.7	41.0	-0.7		-2.2	
	6	日常生活の安心感を高める	33.3	37.9	43.6	48.9	48.0	5.3		15.6	
Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなところを育むために	1	生涯にわたる学習活動を促進する	36.1	30.6	36.5	36.7	48.0	0.2		0.6	
	2	信頼される学校教育を推進する	30.8	32.6	34.1	32.8	41.0	-1.3		2.0	
	3	個性的な市民文化・都市文化を創造する	35.4	30.1	35.6	35.5	48.0	-0.1		0.1	
	4	生涯にわたるスポーツ活動を促進する	30.0	30.2	28.4	29.1	40.0	0.7		-0.9	
	5	健全な青少年を育成する	17.5	14.0	14.4	15.9	32.0	1.5		-1.6	
Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	1	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	34.8	35.2	38.7	48.8	47.0	10.1		14.0	
	2	良好な水と緑の環境を創出する	69.6	59.2	65.0	65.7	77.0	0.7		-3.9	
	3	上下水道サービスの質を高める	67.2	58.9	66.8	68.6	72.0	1.8		1.4	
	4	快適な住環境を創出する	55.5	59.6	62.0	52.8	65.0	-9.2		-2.7	
Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	1	地域産業の創造性・発展性を高める	22.1	14.3	13.6	13.6	35.0	0.0		-8.5	
	2	商工業の活力を高める	22.0	14.2	10.8	7.8	36.0	-3.0		-14.2	
	3	農林業の付加価値を高める	28.4	18.1	25.4	24.8	40.0	-0.6		-3.6	
	4	魅力ある観光と交流を創出する	20.2	18.5	19.8	21.5	34.0	1.7		1.3	
Ⅴ 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	1	機能的で魅力のある都市空間を形成する	30.8	31.5	34.0	32.3	44.0	-1.7		1.5	
	2	円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	30.6	30.3	32.4	30.9	43.0	-1.5		0.3	
	3	高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する	54.5	55.2	47.9	45.9	62.0	-2.0		-8.6	
Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	1	市民が主役のまちづくりを推進する	29.1	25.1	25.0	24.6	40.0	-0.4		-4.5	
	2	行政経営基盤を強化する	19.7	17.2	19.0	15.4	31.0	-3.6		-4.3	
	3	市民の相互理解と共生のところを育む	32.8	28.7	27.2	30.5	45.0	3.3		-2.3	
								前年度と比較して 市民満足度が向上	5	全体的に 市民満足度が上向き	4
								" 同水準	17	" 同水準	11
								" 低下	3	" 下向き	10

【凡例】

毎年市民意識調査(H19～22)の回答率における標本誤差が、概ね±2%程度であることから、

【※①】 H21とH22の市民満足度を比較し、

- ・+2%より上 ⇒ 前年度より向上
- ・±2%以内 ⇒ " 同水準
- ・-2%より下 ⇒ " 低下

【※②】 H19とH22の市民満足度を比較し、

- ・+2%より上 ⇒ 全体的に上向き
- ・±2%以内 ⇒ " 同水準
- ・-2%より下 ⇒ " 低下

とする。

第5次宇都宮市総合計画改定基本計画策定方針

1 計画改定のねらい

- ・ 本市においては、平成27年頃に人口がピークに達することが見込まれ、人口減少局面への突入を間近に控えるとともに、一層の高齢化の進行や生産年齢人口の減少など、年齢構造の変化が顕著となることが想定される。
- ・ また、東日本大震災等を踏まえ、市民の安全・安心を安定的に確保できる持続可能な都市の形成に対する要請がこれまで以上に高まりを見せるなど、本市のまちづくりを取り巻く環境は、大きな変化を見せている。
- ・ このようなことから、「将来のうつのみや像（都市像）」の実現に向け、社会経済環境の変化やこれまでの施策の達成状況等を踏まえ、より効果的・効率的な取組へと再構築しながら後期計画の具体化を図るため、総合計画基本計画を改定する。

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

- ・ 地方自治法による基本構想の策定義務が廃止されたが、本市においては、今後とも、平成20年に制定した「自治基本条例」に基づき、総合計画を長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画として位置付け、推進する。
- ・ また、今回改定する後期基本計画は、人口減少など、社会経済環境の大きな変化の中でも、持続的な発展を図れるよう、重点的・戦略的に展開する施策等の方向を明らかにした計画とする。

(2) 計画の期間

平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5年間

(3) 基本計画の構成

都市空間形成の基本方針、まちづくり戦略プラン、分野別計画 など

【総合計画の構成】

- ・ 基本構想 目標年次： おおむね15年後の平成34（2022）年
（平成20年3月議決）
- ・ 基本計画 計画期間： 前期5年、後期5年の計10年（今回改定）
- ・ 実施計画 計画期間： 3年（毎年度見直し）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
基本構想	目標年次：おおむね15年後の平成34年														
基本計画	前期計画：5年					後期計画：5年									
実施計画	3年計画 （毎年度見直し）														

3 計画改定の基本的な考え方

- ・ 基本構想に掲げた「将来のうつのみや像（都市像）」の着実な実現に向け、次期5か年間で解決すべき課題や目指すべき方向性を明らかにしながら、より実効性の高い計画を策定するものとする。
- ・ 策定に当たっては、基本構想に即しつつ、とりわけ、後期計画期間中において顕著になると考えられる社会潮流の変化などを、次のとおりとらえるものとする。

(1) 人口減少局面への突入と人口構造の変化

- ・ 日本が人口減少社会、少子・超高齢社会を迎える中、本市の人口においても、平成27年（2015）年頃をピークとし、減少に転ずると見込まれる。
- ・ 人口構造を見ると、生産年齢人口は、平成17（2005）年調査をピークに既に減少に転じており、今後もその傾向が続いていくと見込まれる。一方で、高齢人口は、いわゆる“団塊世代”の高齢化などにより、著しく増加することが見込まれる。
- ・ 本市の合計特殊出生率は、平成元年の1.60から、平成17（2005）年には1.40まで落ち込んだ後、平成21（2009）年には1.52になるなど回復傾向にあるが、今後、生産年齢人口の減少に伴い、子どもの絶対数の減少が見込まれる。
- ・ 今後、高齢者に対する介護・福祉・高齢者医療のニーズのさらなる増加が見込まれる一方、生産や消費の中心である生産年齢人口の減少に伴い、地域の活力の低下が懸念される。
- ・ また、高齢者が元気に安心して生活でき、地域の活力維持の担い手として活躍できる環境、仕事と家庭が両立でき、安心して子どもを生み育てられる環境などが求められている。さらには、安定維持が可能な福祉等の構築が求められている。

(2) 家族や地域の変容

- ・ 高度経済成長期等を経て、核家族化の進行やライフスタイルの多様化などから、家族の在り方が次第に変容し、本市においては、近年、単身世帯の割合が上昇傾向にあるとともに、未婚率についても、昭和60年以降男女ともに上昇傾向にあり、今後とも同様の傾向が続くと見込まれる。
- ・ 特に、本市における、高齢者の単身世帯が全体に占める割合は、平成17（2005）年には6%であるが、今後大きく増加を続けていくことが見込まれており、また、未婚率についても上昇傾向にあることなどから、地縁・血縁関係の希薄化や社会的孤立、地域コミュニティの活力の低下などが懸念される。

- ・ 一方で、東日本大震災により多くの国民が被災者となる中、地縁や人との関わり大切さがこれまで以上に認識されており、家族や地域との強い絆や連帯意識の醸成が求められている。
- ・ また、本市におけるNPO法人数については、増加を続けているとともに、震災を機に市民のボランティア活動が活発化するなど、多くの市民などが公共の領域の担い手として活躍の場を広げている。
- ・ 今後、市民や団体、企業、NPO、行政など、様々な主体がそれぞれの強みを生かして相互に補完し合いながら、社会的な課題に対応していくことが求められている。また、共生の意識を持って良好な人間関係が構築できる、家族や地域を支える人材が求められている。

(3) 地域産業・経済を取り巻く状況の変化

- ・ 日本経済は平成21年秋頃から徐々に持ち直しつつあるものの、依然厳しい状況にある。こうした中、本市の市内総生産についても、平成19年まで増加傾向にあったが、平成20年に減少に転じている。
また、経済成長率（実質ベース）についても、平成20年に、全国的な状況と同様にマイナス成長になるなど、厳しい状況にある。
- ・ 本市の中心商業地においては、歩行者・自転車の通行量が、昭和60年以降減少傾向にあり、事業所数や売場面積の減少とあわせて、空き店舗が慢性的に存在している。
- ・ 今後も地域経済の先行きが不透明な中、本市の活力維持や発展に向け、景気対策や安定的雇用の確保が求められている。
- ・ また、労働人口の減少を補って、高い生産性や付加価値、競争力などを生み出すことのできる産業やその担い手となる人材が求められている。
さらには、本市の持続的な発展に向けて、賑わいや活力を生み出す、交流人口・定住人口の増加が求められている。

(4) 安全・安心で環境にやさしい都市づくりへの要請の高まり

- ・ 都市づくりや市民生活、企業活動などにおいて、地球温暖化防止などの環境負荷の低減や自然エネルギーの普及などに対する社会的な要請が高まってきている。
- ・ 市内の住宅戸数は、昭和58年度以降増加を続けている中、平成20年における空き家率が約14%に達し、全国平均を上回っている。
- ・ 本市においては、東日本大震災により、市内で約17,000棟の住宅、道路や公共施設などに大きな被害を受けたことなどから、災害に強い安全な都市づくりへの要請が高まっている。

- ・ 日常生活の足となる公共交通については、地域住民が主体となった地域内交通の導入が進んできているが、依然として公共交通の利用に不便をきたしている地域が存在している。
- ・ 今後、地域特性や周辺環境、市民の居住ニーズ等に応じて、高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に暮らすことのできる住環境の形成、災害にも強く、環境に配慮した都市基盤の形成などが求められている。また、高齢者の増加に対応し、低炭素社会の形成にも資する、円滑で利便性の高い公共交通ネットワークの形成が求められている。

4 策定の体制・進め方

市民などからいただく意見を踏まえながら、今後展開すべき施策の検討を行うため、次の体制により、計画の改定に取り組むものとする。

(1) 庁内組織（総合計画策定本部）

ア 基本計画中間総括評価の実施

前期基本計画に掲げた目標の達成度や施策の進捗状況などについて評価を実施し、課題を把握しながら、今後の取組の方向性を検討する。

イ 分野別計画の見直し及びまちづくり戦略プランの検討

後期計画の具体化に向け、社会経済環境の変化や中間総括評価、アンケート結果等を総合的にとらえ、施策体系や取組等の見直し、重点的に推進する取組の検討などを実施する。

(2) 庁外組織

ア 総合計画前期基本計画の評価に関する市民懇談会

有識者や公募市民などで構成する市民懇談会を設置し、総合計画策定本部で実施した基本計画中間総括評価について、外部からの評価をいただく。

イ 総合計画策定に関する懇談会

学識経験者、関係機関・関係団体の役職員などで構成する策定懇談会を設置し、総合計画基本計画改定の内容について意見をいただく。

(3) 総合計画調査特別委員会（議会）

今後のまちづくりの主要な課題などについて調査するために、平成23年9月、市議会において設置された総合計画調査特別委員会から、意見をいただく。

(4) 市民の意見の反映

- ・ 市民アンケート調査の実施
- ・ パブリックコメントの実施

5 策定スケジュール

(1) これまでの取組

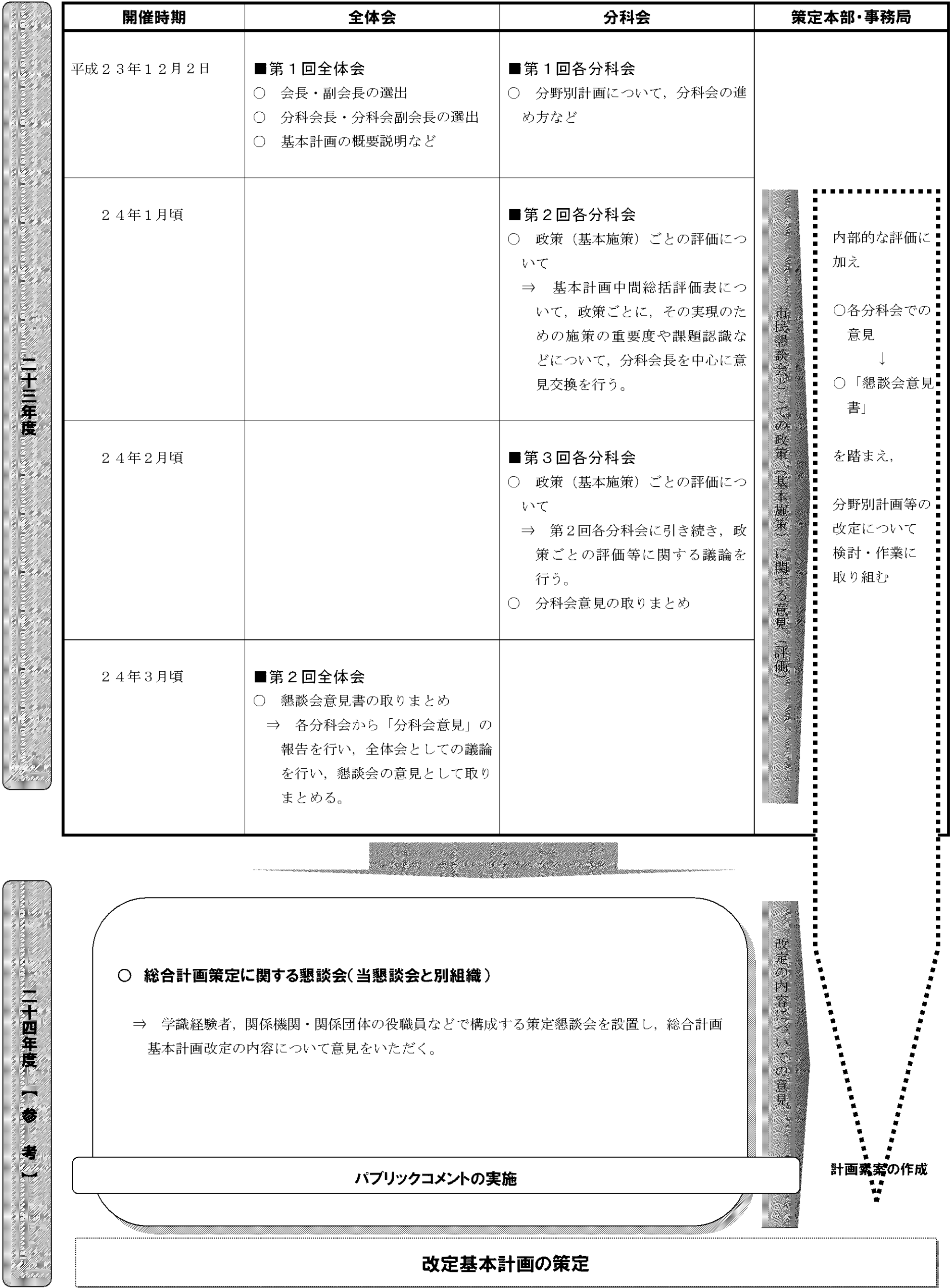
平成23年	7月	庁内策定本部の設置 中間総括評価の作成等，庁内検討の開始
	9月	市民アンケート調査の実施

(2) 今後の予定

平成23年	12月頃	総合計画前期基本計画評価市民懇談会の設置・運営 (平成24年3月頃まで)
24年	8月頃	総合計画策定懇談会の設置
	12月頃	基本計画（改定計画）素案の作成 パブリックコメントの実施
25年	3月頃	基本計画（改定計画）の庁議決定・公表

懇談会の進め方について

○ 今後予定している全体会・分科会の実施内容とおおむねの開催時期は、次のとおり



附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努

めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の別

カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由

キ 傍聴者の定員

ク 傍聴手続

ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

宇都宮市情報公開条例

平成 12 年 3 月 24 日

条例第 1 号

宇都宮市公文書公開条例(平成元年条例第 10 号)の全部を改正する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 行政情報の公開及び任意的公開

第 1 節 行政情報の公開(第 5 条—第 18 条)

第 2 節 不服申立て等

第 1 款 諮問等(第 19 条—第 21 条)

第 2 款 宇都宮市情報公開審査会(第 22 条)

第 3 款 審査会の調査審議の手続(第 23 条—第 27 条)

第 3 節 行政情報の任意的公開(第 28 条)

第 3 章 雑則(第 29 条—第 35 条)

附則

地方分権が進展する中、公正で透明な市政の推進と市政への市民参加の推進により、開かれた市政を実現し、地方自治を確立していくことが求められている。

市は、情報公開制度が、開かれた市政を実現していく上において最も重要な制度であり、また、市民による市民のためのわかりやすい市政を推進するため、市民共有の財産である市の保有する情報を広く市民に公開することが必要不可欠であると認識する。

市は、市が保有する情報を市民が知りたいときに自由に得られるよう市民の知る権利を尊重し、情報の公開を一層進めていかなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民自治の理念にのっとり、市民の情報の公開を求める権利を保障することにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市が市政の諸活動について市民に説明する責務を全うするよう努めるとともに、公正かつ透明な市政の推進及び市民の市政参加の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、消防長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(平 15 条例 42・一部改正)

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を求める市民の権利を十分尊重するとともに、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第 4 条 この条例の定めるところにより行政情報の公開を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政情報の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

第 2 章 行政情報の公開及び任意的公開

第 1 節 行政情報の公開

(公開請求権)

第 5 条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して、行政情報(第 6 号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る行政情報に限る。)の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開請求の手続)

第 6 条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
- (2) 次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める事項
 - ア 前条第 2 号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第 3 号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第 4 号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第 5 号に掲げるもの そのものが納税義務を負っている税目
 - オ 前条第 6 号に掲げるもの そのものが利害関係を有する事項
- (3) 公文書の名称その他の公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項
- (4) 公開の実施の方法
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(行政情報の公開義務)

第 7 条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公開することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独

立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることか必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人(以下「国の機関等」という。)からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国の機関等との協力関係を著しく害すると認められるもの

(5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国の機関等との間における審議、検討、調査等(以下「審議等」という。)に関する情報であつて、公開することにより、当該審議等又は同種の審議等に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 市の機関又は国の機関等が行う検査、争訟、交渉、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な遂行を著しく困難にすると認められるもの

(7) 公開することにより、人の生命、健康又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(平 14 条例 33・平 15 条例 2・平 16 条例 4・平 19 条例 76・一部改正)

(行政情報の部分公開)

第 8 条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

(行政情報の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時、場所及び方法を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに行政情報の全部を公開する旨の決定をし、公開を実施することができる場合は、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定により、公開請求に係る行政情報の全部又は一部の公開をしない旨を公開請求者に通知する場合においては、当該各項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 公開しない理由

(2) 公開請求に係る行政情報に記録されている情報が、非公開情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示できるときにあつては、その時期

4 前項第1号の記載は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該記載自体から理解され得るものでなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政情報について公開決定等を行う期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、公開請求に係る行政情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を書面により通

知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平14条例33・平16条例4・一部改正)

(公開の実施)

第16条 行政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、マイクロフィルム以外のフィルムについては専用機器により映写したものの視聴により、マイクロフィルムについては専用機器により映写したものの視聴又は用紙に出力したものの閲覧若しくは交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。ただし、実施機関が、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれその他正当な理由があると認めたときは、公開請求書で指定された方法と異なる方法により、これを行うことができる。

(費用負担)

第17条 前条の規定による行政情報の写し、用紙に出力したもの又は同条の規則で定める方法による物品(以下「写し等」という。)の交付を受ける者は、当該写し等の交付及びその送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の写し等の交付に要する費用の額は、規則で定める。

(他の制度等による公開の実施との調整)

第18条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、行政情報の閲覧若しくは縦覧又は行政情報の謄本、抄本等の交付の手續が別に定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している行政情報については、適用しない。

第2節 不服申立て等

第1款 諮問等

(審査会への諮問)

第 19 条 実施機関は、公開決定等について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく宇都宮市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 21 条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第 21 条 第 15 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の決定(第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第 2 款 宇都宮市情報公開審査会

第 22 条 市に、宇都宮市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 公開決定等に係る不服申立てに関する事項

(2) この条例の運営について重要な事項

3 審査会は、委員 5 人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 第3項及び第4項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第3款 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る行政情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る行政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件について、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、不服申立人等から規則で定めるところにより申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合において、不服申立人又は参加人は、規則で定めるところにより審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第22条第2項第1号の事項を調査審議する手続は、公開しない。

(委任)

第27条 この款に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続について必要な事項は、規則で定める。

第3節 行政情報の任意的公開

第28条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから行政情報の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第17条の規定は、前項の規定による行政情報の公開について準用する。

第3章 雑則

(情報の管理)

第 29 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報を適正に管理するものとする。

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第 30 条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政情報の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第 31 条 市長は、毎年度、この条例による行政情報の公開についての各実施機関の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(情報の提供)

第 32 条 実施機関は、この条例による行政情報の公開のほか、市政に関する情報を分かりやすく、積極的に市民に提供するように努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第 33 条 市が出資又は出捐する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第 34 条 指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により本市の公の施設の管理を行うものをいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該管理を行うにつき、その保有する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(平 16 条例 35・追加)

(委任)

第 35 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

(平 16 条例 35・旧第 34 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第 5 条の規定によりなされている公文書の公開請求は、改正後の宇都宮市情報公開条例(以下「新条例」という。)第 6 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現になされている旧条例第 11 条に規定する行政不服審査法に基づく不服申立ては、新条例第 19 条第 1 項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた、処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 旧条例第 12 条第 1 項の規定により置かれた宇都宮市公文書公開審査会は、新条例第 22 条第 1 項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第 12 条第 3 項の規定により宇都宮市公文書公開審査会の委員に任命されている者は、新条例第 22 条第 3 項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 13 年 9 月 30 日までとする。

(上河内町及び河内町の編入に伴う経過措置)

7 上河内町及び河内町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、上河内町情報公開条例(平成 13 年上河内町条例第 1 号。以下「上河内町条例」という。)又は河内町情報公開条例(平成 13 年河内町条例第 1 号。以下「河内町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平 19 条例 3・追加)

8 編入日前に、上河内町及び河内町の職員が作成し、又は取得した情報等については、上河内町条例附則第 2 項又は河内町条例附則第 2 項の規定がなお効力を有するものとみなして、第 2 条第 2 号の規定を適用する。

(平 19 条例 3・追加)

附 則(平成 14 年 9 月 30 日条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 7 条及び第 15 条第 1 項の規定については、この条例の施行の日以後にされた公開請求から適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 3 月 25 日条例第 2 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 19 日条例第 42 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日条例第 4 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 35 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 5 日条例第 3 号)

この条例は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日条例第 76 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)の施行の日から施行する。

(施行日 平成 19 年 10 月 1 日)
